

別紙 70の2 自動車分解整備業の用に供する洗車施設

(以下、洗車施設)

ここでいう洗車施設とは、道路運送車両法に規定する自動車分解整備業の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係わるもの、及び71自動式車両洗浄施設を除く。）を指すものである。71自動式車両洗浄施設をも設置している場合は、当該施設についても別紙で届け出ること。

1. 事業場の名称（屋号） _____

2. 設置する事業場（○をつけること。）

ア 自動車整備工場（自動車販売会社に併設されるものを除く。）

イ 自動車販売会社

3. 設置する事業場の概要（その事業場が支店、出張所等であるときは、ア、及びイについては、会社全体の概要について記入すること。）

ア 資本金 _____円

イ 従業員数 _____人

ウ 作業時間 a _____時____分～_____時____分まで b 終日

エ 屋内作業場、及び屋外作業場の面積

屋内作業場_____㎡ 屋外作業場_____㎡

4. 洗車施設の構造（複数台届け出る場合には、すべての施設について記入すること。）

施設 1

ア 洗車の形態（○をつけること）

a スチーム洗浄 b 高圧水洗浄 c 通常圧水洗浄

イ 洗車場寸法 全幅 _____ × 奥行 _____

ウ 標準洗車水量 _____ ℓ / 台

施設 2

ア 洗車の形態（○をつけること）

a スチーム洗浄 b 高圧水洗浄 c 通常圧水洗浄

イ 洗車場寸法 全幅 _____ × 奥行 _____

ウ 標準洗車水量 _____ ℓ / 台

施設 3

ア 洗車の形態（○をつけること）

a スチーム洗浄 b 高圧水洗浄 c 通常圧水洗浄

イ 洗車場寸法 全幅 _____ × 奥行 _____

ウ 標準洗車水量 _____ ℓ / 台

5. 洗車施設を新たに設置する場合は、その工期

_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

6. 汚水の処理施設（以下、油水分離槽）の構造

原則として、洗車施設、及び床（たたき）用として個別に油水分離槽を設置すること。また、屋外作業場があり、その作業場が比較的広い面積を有する場合は、その作業場専用に油水分離槽を設けること。

ア 洗車施設用 主要寸法 _____ × _____ × _____ 槽 m³
イ 床 用 主要寸法 _____ × _____ × _____ 槽 m³
ウ 床 用 主要寸法 _____ × _____ × _____ 槽 m³

7. 油水分離槽を含む場内から発生する土砂、及び廃油等廃棄物の処理

ア 推定発生廃棄物量 _____ Kg/月
イ 廃棄物の処理方法 a 産業廃棄物として委託処分
委託業者名 _____
b その他の処分
処分の詳細 _____

8. 油水分離槽を新たに設置する場合は、その工期

_____年_____月_____日 ～ _____年_____月_____日

9. 推定下水排除量、及び新たに排水設備の設置の工事を行う場合には、下水

排除予定年月日

_____ m³/日 _____年_____月_____日

10. 排除下水の水質

- ア pH（水素イオン濃度） _____ 基準値 5～9
- イ ノルマルヘキサン抽出物質量（鉱油） _____ 基準値 5 mg/ℓ

11. 必要添付書類

- ア 事業場付近の見取り図（明細地図コピー可）
- イ 油水分離槽の構造図
- ウ 洗車施設、油水分離槽、取り付けます、構造物（建物等）、及び排水の導水方法を示した平面図（配置図）
- エ 「12. その他」の但し書きに該当する事業場においては、汚水ます及び雨水ます接続に係わる配管詳細図

12. その他

作業面積の大きい野外整備場の床排水は、原則として雨水を含め、汚水ますに接続すること。

但し、分流式排水区域内の当該事業場については、豪雨時における野外床排水の一部を雨水ますに導水できる構造とすること。

本届出記入者

- ア 会社名 _____
- イ 氏名 _____
- ウ 連絡先 Tel _____